

特例介護給付費・特例訓練等給付費について（ご案内）

1 特例介護とは

障がい福祉サービスの対象者であり、障がい福祉サービスの支給を申請した日から支給決定された日の前日までの間に、緊急・その他やむを得ない理由があり、障がい福祉サービス等が必要と市が判断した場合、障がい福祉サービス等^{※1}の利用ができます。

ただし、地域生活支援事業^{※2}は対象外です。

※1 障がい福祉サービス 居宅介護、生活介護、就労継続支援 A 型など

※2 地域生活支援事業 移動支援、日中短期入所、地域生活支援デイなど

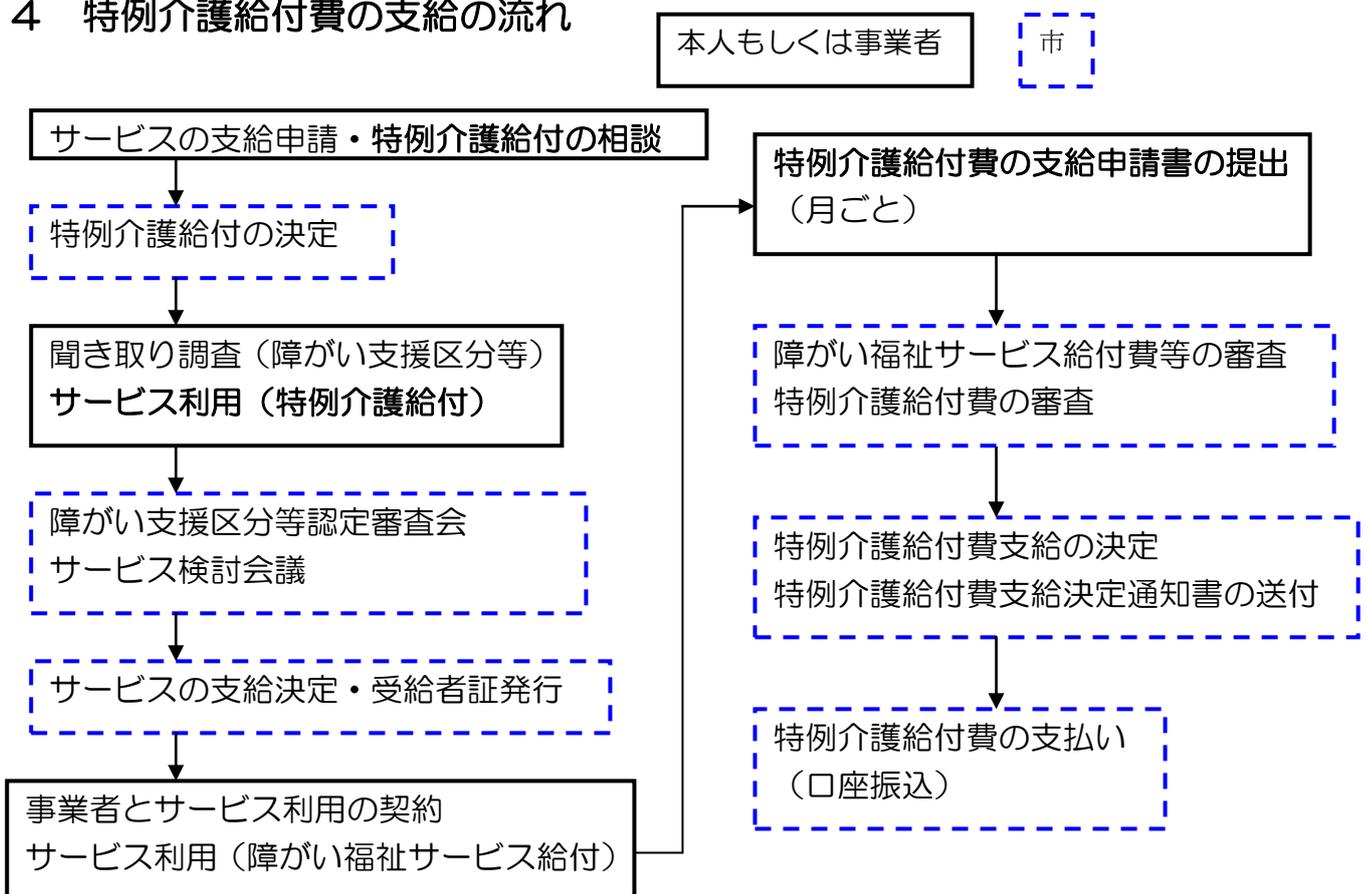
2 特例介護給付費・特例訓練等給付費とは

特例介護でサービス提供を受けた場合、サービスにかかる費用は一旦全額利用者負担となります。特例介護給付費支給申請書等を提出することにより、自己負担分（総費用額の一割もしくは、利用者負担上限月額）を差し引いた金額（特例介護給付費・特例訓練等給付費）を支給します。ただし、実費については支給の対象外です。

3 申請に必要な書類

- ・ 特例介護給付費申請書
- ・ サービス提供証明書（サービス提供を行った事業所に作成してもらいます。）
- ・ 実績記録票の写し（サービス提供を行った事業所に作成してもらいます。）
- ・ 領収書
- ・ 振込先口座を確認できるもの（通帳の写し）
- ・ 個人番号の分かるもの（個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票等）

4 特例介護給付費の支給の流れ



5 Q&A

Q 1 現在入院中ですが、退院後すぐにヘルパーの利用をしたいのですが、利用できますか？

A 1 障がい福祉サービスでのヘルパーの利用までには、通常、サービスの支給申請から約ひと月程度かかります。しかし、緊急・やむを得ない本人・家庭の状況等の理由があり、市が障がい福祉サービスが必要と認めた場合は、ヘルパーの利用ができます。まずは、市へ相談してください。

Q 2 特例介護給付の支給期間はどれだけ認められますか？

A 2 障がい福祉サービスの支給を申請した日から、支給決定された日の前日までの間となります。

例：サービスの支給申請日 4月25日 支給決定 5月22日

特例介護給付対象期間 4月25日から5月21日まで

Q 3 特例介護給付で利用できる量はどれくらいですか？

A 3 サービスの支給申請で希望された量を検討して、サービスの支給量を決定します。特例介護給付はその決定された支給量の範囲内で利用できます。

Q 4 5月中に特例介護で利用した給付費を6月に申請しましたが、いつ金額が確定しますか？

サービスの支給決定日は5月25日となっています。

A 4 Q 3にあるように、特例介護給付費は、決定された支給量での範囲内で支給されるため、特例介護給付の支給金額の確定は、支給決定後にサービス提供を受けた分の給付額が確定してからとなります。

今回の場合では、支給決定された5月25日から5月31日までに提供を受けたサービス分の費用額が確定してからとなりますので、通常であれば6月中に審査を行い、金額を確定し、7月に特例介護給付費の振込みとなります。

Q 5 5月分の特例介護給付費として、事業所に24,563円支払いました。利用者負担上限月額
は9,300円となっています。5月は特例介護給付のみの利用ですが、いくら支給されますか？

A 5 特例介護給付費は、総費用額から、総費用額の一割もしくは利用者負担上限月額のどちらか低い金額を除いた額となります。

今回の場合は、 総費用額 24,563円

利用者負担額（一割） 2,456円

利用者負担上限月額の9,300円より、一割の2,456円が低い金額のため、

$24,563円 - 2,456円 = 22,107円$

特例介護給付費として **22,107円**支給します。

Q 6 サービスの利用が認められなかった場合は、特例介護給付費はどうなりますか？

A 6 サービスの支給申請が認められなかった場合は、特例介護給付費等は支給されません。そのため、利用にかかる費用はすべて自己負担となります。また、支給申請を取り下げた場合も同様です。